

## 平成17年度第2回三重県国民保護協議会概要

日時：平成17年9月12日(月)

13:00～14:30

場所：三重県自治会館4階ホール

## 1 開会

挨拶(野呂会長)

## 2 議事

## (1) 三重県国民保護計画(素案)について

三重県国民保護計画(素案)(資料2)を用いて事務局からその内容を説明。

(質疑応答)

質問：消防団の役割について、戦前の昭和19年、20年頃の警防団を思い出して、我々消防団も何をしてよいのか躊躇している。県内に消防団は14,000人、そのうち女性は300人いるが、台風や地震等の自然災害に備え、水防訓練、自主防の訓練等を行っている。国民保護について訓練は実施するのか。消防団が実際に活動するには訓練が大切と考える。

回答：今回、国民保護の内容については体制の整備ということで説明した。85ページ(資料2 三重県国民保護計画 素案)には、避難住民の誘導支援に関する措置として、消防団の役割が大きく示されており、41ページには平時の備えとして訓練の実施を載せている。今後、この計画に基づいて、訓練をしていく必要があると考える。

また、県においては避難のマニュアル、平成18年度には市町村の国民保護計画を策定する中で避難実施要領のパターンを作成していくが、訓練によって、計画の妥当性を検証していきたいと考えている。

質問：避難についての地域住民の考え方として述べる。武力攻撃により緊急事態が発生した場合、地域住民は生命、身体を守るため避難することとなる。その際、行政は国民一人一人が平等であるということで計画を作成するが、地域的特徴や幼児・高齢者等への配慮が必要となる。

まず、避難先の問題として、義務教育の児童や保育所、幼稚園の幼児、園児が避難する場合、先生が引率して集団避難することになる。地域でも住民が集団避難する。その際、親と子の避難先が別々になると、お互いに心配、不安が生じ問題となる。

次に自主防災組織の活動の問題。隊員の高齢化により、災害時の避難誘導に高齢者が当たらなければならない状況がある。四日市市の高齢化率は18.1%であるが、私の住んでいる港地区では35.6%と四日市市でも2番目に高い地区となっている。平常時から高齢者が高齢者を

支えている。問題を解決するには、日頃から要援護者を地域全体で支えていくこと、平常時から要援護者を掌握し、コミュニケーションをとっておくことが大切。

最後に若者の問題。若者の自主防災組織への参加が少ない。職場等で地域活動への参加を指導していただきたい。自分たちの町のことは、自分たちで解決していかなければならない。住民への広報活動が必要。

回 答： 国民保護計画では、国、県、市町村、各関係機関がいかに連携して対処していくかという観点が大変重要。今後、避難マニュアルや市町村が作成する避難実施要領の中で、類型に応じた避難所のあり方を検討し、安否情報が把握できるシステムをつくっていききたいと思う。

また、自主防災組織の活性化、高齢化について、若い人の参加は非常に大事なことであり、助け合い社会をつくっていききたい。その中で行政の役割としての公助をしっかりと実施したい。

質 問： 住民の共助組織の整備が大切である。外国では、民間防衛組織として、住民の参加を義務化した専門組織が確立されてきているが、日本にはない。昨今、新しい動きとして埼玉県では、民間防衛組織に代わる NPO 法人を立ち上げて、高齢化や過疎化で機能不全に陥っている自主防災組織に代替させ、全国でのネットワーク化を目指している。この分野で三重県は、どのような取組をしようとしているのか。

次に有事に際しての広域対応の問題である。その場合、非常に困るのが警察・消防等の縦割り組織で、今後複数県にまたがる事態に対し、他県との連携・協力をどう確立していくか、将来的な対応はどうするのか。

最後に、有事に対する県全体の取組としては理解できるが、この素案に盛り込まれている内部部局の役割分担は、具体的にどう検討されているのか。

回 答： 国民保護計画は、自主防災組織、ボランティア、消防団等の役割に一定の期待を込めた内容となっている。その中で、基本的人権の尊重や国民の権利利益の迅速な救済など国民保護措置を実施するにあたっての留意事項として策定した、三重県国民保護基本方針を尊重していききたい。

広域対応については、他県への避難又は受け入れが想定される。近畿では2府7県の連絡協議会を立ち上げ、国民保護法について議論している。中部の9県1市では、7月20日の知事会において三重県知事から、あらゆる危機に対しての連携体制の構築を提案し、9月8日に担当で協議した。また、国に対しても広域連携のあり方について、発信していききたいと考えている。

内部部局の取組については、地域防災計画では各部局の役割を計画中に定めており、国民保護計画についても各部局の役割等を規定して

いきたいと考えている。

質 問： 自然災害時のボランティアは、それなりに活動していると思うが、ボランティアにはサリンの知識もなく、武力攻撃のような戦争を体験した人もおらず何をしたらいいのかわからない。ボランティアは、デマを出さないよう、また、警察、自衛隊、消防の人が動きやすく邪魔にならないよう活動する程度しかできない。

このような中で、事態が起こったときに、ボランティアに期待されても困る。

回 答： 普段から体制の整備と訓練を積み重ねておかないと本当に起きたときの対処や知恵も湧いてこないと思う。行政だけではとても対処できないものであり、国民の皆さんのご協力や、自主防災組織、ボランティアの方々のご支援を賜らないと機能しないと思っている。

ただ、活動していただく方の安全確保のために活動開始の時期は非常に大切となるため、国と連携し情報を正確に把握して、その情報を的確に国民の方に流す必要があると考えている。あらゆる事態を想定し、活動していただく方の活動しやすい環境づくりに努めていきたい。

質 問： 放送事業者の立場からこのような事態が起こった場合、緊急の警報、緊急の通報、避難の指示の通達をして国民の安全を守っていくことが重要な任務だと思っている。その様な緊急の事態にあっても、国民の基本的な人権、知る権利を守っていかなければならない。その中で自由で自立的な取材・報道活動を行っていく必要があると考えている。情報発信を緊急事態の中でも自由にあるいは制限を加えられずに実施していかなければならない。基本方針にも、自主性の尊重という文言で担保されていると思うが、重ねて配慮願いたい。

回 答： 国民保護措置については、あらゆる情報を国民の方に正確に伝える必要があると考えている。指定公共機関、指定地方公共機関においても各機関で国民保護業務計画を作成していただくことになるが、特に放送関係機関の方にはあらゆる情報を正確に伝え、その中で国民の方々適切に避難され、放送事業者の姿勢が尊重されるよう考えている。

質 問： 私たちの会社では、事業所にいる従業員により地域のお年寄りや子どもを助けられるのではないかと地区の自治会と話し合い、日本赤十字社の協力も得ながら防災訓練を始めている。こういう小さな輪が、大きなテロや武力行使があったときに、有効ではないかと考えている。

回 答： 企業の防災については、県においても国民保護措置とは別に、今後の企業防災のあり方として今年度から企業防災診断を計画している。

各地域に根ざした企業社会の仕組みを築いていく必要があると考えており、今後ともよろしくお願ひしたい。

質 問：保護者の母親と話した内容をお伝えしたい。

- ・学校が避難場所になっている所が非常に多いが、学校や体育館の老朽化が進んでおり、果たしてそこが避難場所でよいのか。
- ・学校で災害やテロ事件が発生した場合の対応について、県はどのように対応してくれるのか。学校の先生方は不審者対策の訓練でも大変だと思う。
- ・子ども達が学校で災害にあったときの保護者への連絡方法について、現在はほとんどが電話による連絡網だが、不在、誤報の心配もあり、携帯電話のメール送信を検討していただきたい。
- ・災害時に交通網が麻痺して、子どもを保育園や幼稚園へ迎えに行けない保護者に対して、幼稚園・保育園がマニュアルを作って頂ければ安心である。

回 答：避難場所については、先日の地震でつり天井が落ちたということもあり、学校の安全性についてチェックしている。武力攻撃事態における避難場所については、場合によっては少し遠い場合も考えられ、あらゆるケースを想定して避難場所を設定する必要があると考える。

連絡方法のあり方については、問題を整理して国とも協議しながら国や他府県の取組を参考にし、検討していきたい。

災害時の混乱については、国との連携を密にして混乱を避けるため、いかに早期の避難態勢、連絡体制をとるかということが重要と考えている。

県の計画は、この協議会でご審議頂き年度末までに作成し、来年度は市町村の計画を作ることになっている。皆様に頂いた色々なご意見を市町村の計画に活かせる形にしたいと考えている。

質 問：地域の防災組織もしくは緊急事態の組織は、諸外国では地域単位や職場単位、ビル単位で作られていることが多い。時間帯によっては、元気な人はほとんど職場にいて、とりわけ住宅地域にいないことの方が多い。したがって地域で組織を作るのと同時に、職場単位、会社単位、ビル単位で組織を整備しておかなければ実際の対応は不可能である。共助意識の促進策として、県をはじめとする地方自治体が主導的に対応を指導していったらどうか。

また、有事に対する万全の対応は望ましいが、そもそもそれのできないものが緊急事態である。自然災害と有事とが決定的に異なる点は、自然災害は放っておいても収まる時があるのに対し、有事の場合は放っておけば被害が拡大してしまい、全く反対の結果となることである。自衛隊には本

来任務があり、事態によっては余力があるとは限らない。警察や消防、自治体職員についても、地域住民として被災していることも考えられ、だれも助けに来られない場合も想定される。

そうした時に、住民の自助、共助組織は非常に大切である。県として万全の対応をとることと同時平行的に、住民の共助組織を整備していかなければ、緊急事態への対応はできていかないと言える。

加えて、放送事業者の方の発言があったが、取材・報道の自由の確保は、国民の知る権利への奉仕が前提であり、その意味で、知る権利への貢献という意識と配慮を十分にしていきたい。

回 答： 三重県では地域の防災力向上ということで、今年からモデル地区を選定し、地域の方に自助、共助に取り組んでいただいている。地域防災計画と合わせた体制をとれるようにしていきたいと考えています。

( 2 ) 三重県国民保護計画（素案）に対する県民意見の反映について

「三重県国民保護計画」（素案）に対するパブリックコメントの実施について（資料 3）  
「三重県国民保護計画」住民説明会開催のお知らせ（資料 4）に基づき事務局から内容を説明。

( 3 ) 今後のスケジュールについて

三重県国民保護計画作成スケジュール（資料 5）に基づき事務局から説明。  
・第 3 回協議会は 11 月 9 日とし、中間案の審議を行う。

質疑応答：特になし

・事務局の説明どおり了承される。

4 閉会